

豊田市自家消費型太陽光発電設備設置費補助金交付要綱
(太陽光発電設備設置及びパワーコンディショナーシステム更新に対する補助)

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、環境に配慮した暮らしへの取組に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付目的)

第2条 この補助金交付は、外部給電機能付次世代自動車所有者に対し、住宅用太陽光発電システムの導入及びパワーコンディショナーシステム更新に要する費用の一部を補助することにより、走行時の二酸化炭素排出量の削減、エネルギーの地産地消及び市民の暮らしの脱炭素化を推進することを目的とする。

(対象設備)

第3条 補助金交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表1に定めるものとする。

2 対象設備に対する補助金の交付は、各対象設備に対して、同一年度内において、1世帯につき1回限りとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の住宅において、自ら購入した対象設備を同時に設置し、かつ、第10条の規定による申請兼実績報告の際に、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 外部給電機能付き次世代自動車（以下、「次世代自動車」という。）を所有し、対象設備で発電した電力で当該次世代自動車を充電すること。

(2) 対象設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民として記録されていること。

(3) 豊田市税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 集合住宅等に対象設備を設置する場合は、電気事業者と太陽光発電システムで発電した電力を自ら居住する部分でのみ使用する旨の契約を締結する場合に限り、交付対象者とするものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象設備の設置に要する費用であって、別表2に定める費用

(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 本事業の補助金の交付額は、補助対象の種別ごとに次のとおりとする。ただし、対象機器の設置に係る機器費、材料費、工事費又は保険料及び検査料について、国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、補助金の交付額と当該補助金の額の合計額が補助対象経費を超えない範囲において交付するものとする。なお、それぞれの補助対象に対する補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 太陽光発電システム

補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値(単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てる。)に1万円を乗じて得た額とし、10万円を最大とする。

(2) パワーコンディショナーシステムの更新

補助対象設備を構成するパワーコンディショナーの公称最大出力値(単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てる。)に1万円を乗じて得た額とし、5万円を最大とする。

(設置予定の届出等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設置完了日までに、設置予定届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の設置完了日とは、対象設備ごとに、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

(1) 太陽光発電システム

ア 電気事業者との系統連系開始日、連携契約締結日又は契約内容変更日。ただし、系統に接続しない場合は、対象設備の保証開始日のうち、最も遅い日。

イ 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、補助対象経費の一部又は全部を分割払する場合は、分割払いに係る契約書の締結日又は分割払いでない補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日。

(2) パワーコンディショナーシステムの更新

ア 補助対象事業の工事が完了した日。

イ 補助対象経費の支払いが完了した日。ただし、補助対象経費の一部又は全部を分割払する場合は、分割払いに係る契約書の締結日又は分割払いでない補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日。

3 市長は、第1項の設置予定届出書に、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

4 第1項の設置予定届出書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による届出をもってこれに代えることができる。

- 5 市長は、設置予定届出書を先着順に受け付けるものとし、補助金の設置予定届出書における交付申請予定額の合計が予算の範囲を超える見込があるときは、受付を停止することができる。

（届出の受理等）

- 第8条 市長は、前条の規定により設置予定届出書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、届出を適当と認めたときは、受理するものとする。

（対象設備の設置）

- 第9条 前条の規定により設置予定届出書を受理された者（以下「受給予定者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助対象年度」という。）の2月16日までに対象設備を設置し、その使用を開始するとともに、別表2に定める全ての補助対象経費の支払を完了若しくは分割払による支払い契約の締結をしなければならない。

（交付申請兼実績報告）

- 第10条 申請者は、対象設備の設置完了日から2月を経過した日又は補助対象年度の2月16日のいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書（様式第2号）に別表3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、交付申請兼実績報告書の提出を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受付を停止した場合において、交付申請兼実績報告書を先着順に補欠番号を付して補欠受付を行うものとする。なお、交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

（交付の可否の決定等）

- 第11条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）又は不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の交付）

- 第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。
- （1）交付請求書（様式第5号）

(2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

- 2 市長は、前項各号に掲げる書類を全て受理したときは、第6条に規定する補助金を交付する。

(交付申請の取下げ)

- 第13条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ届出書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

- 第14条 交付決定者は、第7条第2項に規定する設置完了日から起算して補助対象設備の取得財産処分制限期間内において、補助金の交付目的に反して対象設備を処分(補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換又は廃棄等)してはならない。ただし、市長が処分を承認した場合は、この限りでない。
- 2 前項の取得財産処分制限期間は補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、10年とする。
- 3 交付決定者は、第1項ただし書に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ対象設備処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。
- 4 市長は、前項の対象設備処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、対象設備の処分を承認する場合は、対象設備処分承認通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(届出の失効)

- 第15条 受給予定者は、第7条第2項に規定する設置完了日から2月を経過した日又は当該年度の2月16日のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書が提出されない場合は、第8条の規定により受理された届出は失効する。

(交付の決定の取消)

- 第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 第4条第1項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第13条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消

通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（様式第10号）により、当該補助金の全部の額又は6年から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）の返還を請求する。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

（1）天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分するとき。

（2）その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

2 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

（関係書類の保存）

第18条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（他の補助金との関係）

第19条 この補助金は、国（国から委託を受けて実施する間接補助事業を含む）が交付する対象設備に係る補助金等の受給を妨げない。

（協力）

第20条 交付決定者は、次に掲げる事項について、市へ協力するよう努めなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（1）対象設備の使用状況に関するデータの提供

（2）市が実施するアンケート等への回答

（3）その他地球温暖化防止に関する活動

（補助対象事業者の電子申請による特例）

第21条 第7条、第10条、第13条及び第14条第2項に規定する書類は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができるものとする。

(市長の電子申請による特例)

第 2 2 条 第 1 1 条第 1 項、第 1 4 条第 3 項及び第 1 6 条第 2 項に規定する通知は、
あいち電子申請・届出システム（平成 1 6 年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、通知することができるものとする。

(委任)

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に
この要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお
効力を有する。

別表 1（第 3 条関係）

対象設備	要件
太陽光発電システム	1 太陽電池を用いて太陽光を変換して電気を得るもの 2 未使用のもの 3 発電した電力を自ら居住する住宅において使用することを前提としているもの 4 賃貸借契約等による設置ではないもの 5 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 1 k W 以上であること 6 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること 7 売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること 8 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは 同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する認証 機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。 9 市内事業者で設置すること
パワーコンディショナーシステムの更新	1 未使用品であること。 2 市内の住宅に既に設置されている太陽光発電システムを構成するものであって、当該システムを継続して利用するために更新されるものであること。 3 当該太陽光発電システムにより供給される電気が、当該太陽光発電システムを設置する住宅の居住の用に供する部分で使用されるものであること。 4 市内事業者で更新すること。

別表 2（第 5 条関係）

対象設備	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計（モニター含む）、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付、対象システムの設置工事に関する費用
パワーコンディショナーシステムの更新	パワーコンディショナー本体、配線・配線器具の購入・据付その他システムの設置工事に関する費用

別表3（第10条第1項関係）

対象設備	添付書類
太陽光発電システム	1 電気事業者との太陽光契約の締結に関する書面の写し（系統連系を開始した日が確認できるものに限る。増設の場合は、増設分の連携契約締結日が確認できるもの。）。系統連系を結ばない場合は、太陽光発電設備の保証書の写し（保証の開始日、機器メーカー名が確認できるものに限る。） 2 補助対象設備のメーカー、型式（型番・品番）、容量等が確認できる書類 3 JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは 同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61646-PV-FCS 制度に加盟する認証 機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることを示す書類 4 対象設備を設置した住宅等の全景写真及び太陽電池モジュール設置状態が確認できる写真 5 太陽電池モジュールの販売者又は施工業者が発行した太陽電池モジュールの配置図（申請者名及び太陽電池モジュールの公称最大出力値が記載されたもの）の写し
パワーコンディショナーシステムの更新	1 保証書の写し（保証の開始日、機器メーカー名が確認できるものに限る。） 2 対象設備を設置したことが確認できる写真（型式（型番・品番）、製造番号が確認できるものに限る。）
共通	1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により対象設備を購入した場合は、分割払に係る契約書の写し。 2 補助対象経費及び各対象設備の設置が確認できる書類の写し。ただし、領収書に補助対象経費が明記されている場合は、省略することができる。 3 所有している次世代自動車の自動車検査証（記録事項）の写し 4 その他市長が必要と認める書類